

まちなか空き店舗等利活用支援事業

目的

中心市街地における空き店舗等の解消を図るとともに、中心市街地の活性化やまちなかの賑わい創出に資するため、空き店舗等を活用して新たに事業を始める新規創業者や既に開業している事業者に対して、店舗改修費及び賃借料の一部を助成します。

補助対象者

中心市街地の空き店舗を活用して新規に創業しようとする事業者（新規創業者※1）及び既に開業している事業者（事業者は法人・個人を問いません。）

（※1 新規創業者：申請時に創業（開店）から1年を経過していない者）

内容

<新規に創業しようとする事業者>

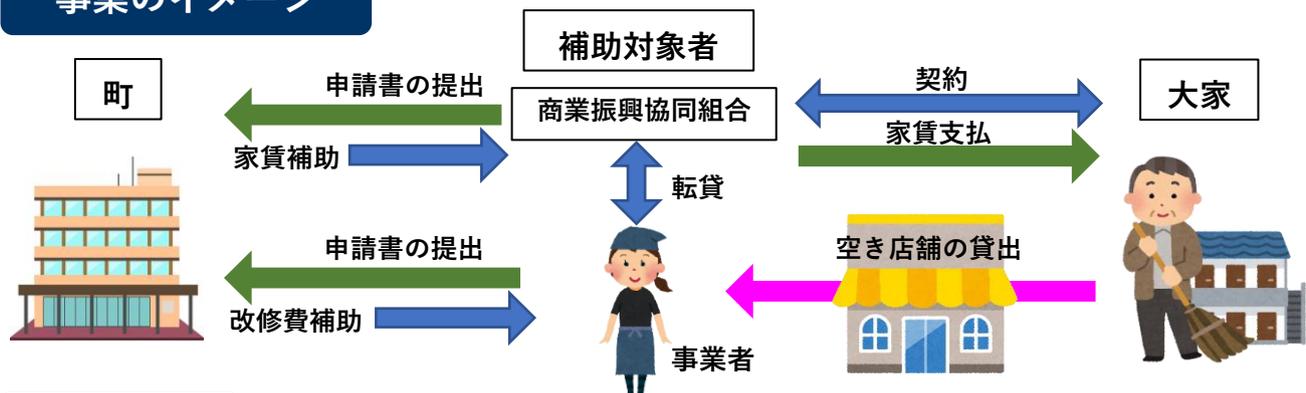
- 中心市街地の空き店舗等を活用して新規に創業等する場合
- ① 賃借料補助…補助率1/2（上限5万円/月）※12か月
- ② 改修費補助…補助率2/3（上限100万円）



<既に開業している事業者>

- 中心市街地にある店舗をまちなか再生計画に即した景観に修景するために店舗の内外装や看板等を改装する場合
- ① 改修費補助…補助率1/2（上限50万円）

事業のイメージ



注意事項

- ・ 中心市街地とは、南会津町都市計画用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に指定された区域とします。
- ・ 賃借料補助の賃借料には、敷金、礼金、手数料等は含みません。
- ・ 申請にあたっては、事前に事業者、商工会、町の三者による事前相談が必要です。
- ・ 改修費補助を受ける場合は、原則として、すべて町内事業者に発注してください。

問合せ先

南会津町 商工観光課 商工振興係

電話番号： 0241-62-6200

Eメール： h_shokou@minamiaizu.org

ホームページ： <https://www.town.minamiaizu.lg.jp/> <QRコード>

